

福井県中学校長会規約

第 1 条（名称・構成） 本会は福井県中学校長会と称し、福井県下の中学校長を会員として組織する。

第 2 条（目的） 本会は県下の中学校間の緊密な連携を保ち、中学校教育の振興発展を図り、教育上の諸問題を研究討議し、その解決に寄与することを目的とする。

第 3 条（事務局） 本会の事務局は、会長の指定するところに置く。

1. 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
2. 事務局長は会長の命により、会の実務を処理する。
3. 事務局員は事務局長の命により、会の実務に従事する。

第 4 条（事業） 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 中学校教育に関する研究調査
2. 中学校教育の振興と世論の喚起
3. 会員の連絡連携に関すること
4. 各種の教育団体と連携し、必要な事業の協力
5. その他、本会の目的達成に必要な事業

第 5 条（役員） 本会に次の役員を置く。役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

会長（1 名） 副会長（2 名） 理事（若干名）
幹事（若干名） 会計監査（2 名）

第 6 条（役員を選出）

1. 会長・副会長及び会計監査は、総会において選出する。
2. 理事は、各ブロックから選出する（各ブロック 2 名。ただし、福井・吉田ブロックは 4 名、南越ブロックは今立郡も含めて 3 名）。会長が委嘱する理事は、福井県中学校教育研究会長・福井県中学校体育連盟会長ならびに各専門部長とする。
3. 幹事は、会長が委嘱する庶務幹事とする。

第 7 条（役員の任務） 会長は本会を代表し、総会・大会・理事会を招集する。また、会議の議長を務め、必要な役員の委嘱を行う。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれに代わる。

理事は会務を執行し、兼ねて連絡に当たる。

幹事は会務を分掌する。

会計監査は会計の総てにわたり監査し、総会に報告する

第 8 条（会議） 本会は次の会議をもつ。

1. 総会

総会は会員を以て構成し、会長の招集によって年 1 回開く。但し、必要があるときは臨時に開くことができる。総会は、次の事項を審議決定する。

- ① 会長・副会長・会計監査の選出
- ② 予算の議決・決算の承認
- ③ 活動方針並びに事業計画の決定
- ④ 規約変更の承認

総会の定数は 2 分の 1 以上とし、その決議は多数決による。

2. 理事会

理事会は、理事・幹事を以て構成し、会務を執行し本会の運営にあたる。

理事会は、会長の招集によって開く。但し、必要があるときは臨時に開くことができる。また、会長が必要と認めた緊急を要する事項は、理事会が総会を代行し決定することができる。

3. 企画委員会

企画委員会は、会長・副会長・庶務幹事及び会長が必要と認めた理事を以て構成し企画立案に当たる。

4. 専門部会

専門部会として、教育研究部・人事行財政対策部・進路対策部・広報部・学力診断部を置き、原則として各ブロックより選出する部員を以て構成し、各専門部の業務を推進する。

部長は部員の互選とする。

5. 特別委員会

会長が必要と認めた場合、特別委員会を置くことができる。委員は、会長が委嘱し、特別の業務を推進する。

委員長は委員の互選とする。

第 9 条（大会） 大会は会員を以て構成し、会長の招集によって開く。大会に付議する事項は次の通りである。

1. 教育上重要な諸問題の研究討議

2. 次期開催地の決定

3. その他

第 10 条（会費） 本会の会費は、独立校・併設校別とし、4月末日までに納入する。

但し、金額については、理事会において審議し、総会において承認を得るものとする。

第 11 条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 12 条（表彰規定） 最終年度に本会に在籍した会員に対し、翌年の研究大会時に、記念品を贈呈する。

退任事務局員に対し、翌年の総会時に、感謝状並びに記念品を授与する。

付 則

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 昭和22年9月27日制定施行 | 13. 昭和57年4月14日改正 |
| 2. 昭和27年4月25日改正 | 14. 平成3年4月12日改正 |
| 3. 昭和35年3月7日改正 | 15. 平成6年4月13日改正 |
| 4. 昭和42年4月24日改正 | 16. 平成8年4月12日改正 |
| 5. 昭和44年4月26日改正 | 17. 平成10年4月10日改正 |
| 6. 昭和45年4月16日改正 | 18. 平成12年2月17日改正 |
| 7. 昭和46年4月16日改正 | 19. 平成15年12月4日改正 |
| 8. 昭和48年4月17日改正 | 20. 平成24年4月12日改正 |
| 9. 昭和49年4月18日改正 | 21. 平成26年2月14日改正 |
| 10. 昭和50年4月16日改正 | 22. 平成27年2月13日改正 |
| 11. 昭和52年4月15日改正 | 23. 平成29年4月12日改正 |
| 12. 昭和56年4月16日改正 | |